

婚姻届

ふたりの記念用

(よみかた) 氏名	夫になる人			妻になる人		
	年	月	日	年	月	日
生年月日	年	月	日	年	月	日
お互いの呼び名						
お互いの好きなところ						
お付き合いを始めた日	年	月	日	2人の馴れ初め		
思い出の場所						
プロポーズを受けた日・場所	年	月	日	場所		
プロポーズの言葉						
証人						
署名						
生年月日	年	月	日	年	月	日

おふたりの記念写真を貼ってね

Happy Wedding



婚姻手続き早わかりBOOK

桜井市で 始める暮らし

Sakurai Married Life
2022-2023



夫婦になる
あなたに読んで欲しい！

子育て応援ページ

婚姻届の書き方／よくあるご質問

ふたりの記念用婚姻届／オリジナル婚姻届

ご結婚 おめでとう ございます

いつまでも恋人同士のような、笑顔溢れる
ご家庭を築かれることを願っております。
お二人の末永いご健康とご多幸をお祈りいたします。

contents

子育て応援ページ …P.2
婚姻届の書き方 ……P.3
よくあるご質問 ……P.5
ふたりの記念用婚姻届
…裏表紙
オリジナル婚姻届 …別紙

お問い合わせ

▶桜井市市民課（婚姻届に関すること）
電話：0744-42-9111 内線2661・2662

▶桜井市公式ホームページ
<https://www.city.sakurai.lg.jp/>

2022年11月発行
発行：桜井市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

子育て応援ページ

妊産婦・乳幼児相談窓口

妊娠中や産後、子育てのことで何か心配なことや不安なことがあるとき、ちょっとした質問等、どんな些細なことでも、保健師・助産師・栄養士・保育士が相談に応じます。また、妊娠期から継続的に健診等の母子保健サービスに合わせて情報提供・相談、必要時には支援プランの作成や関係機関との連携・調整も行っています。

来庁 桜井市保健福祉センター「陽だまり」1階
子育て総合支援室 ☎0744-47-4626
けんこう増進課 ☎0744-45-3443

妊婦健康診査の助成

妊婦健康診査にかかる費用の一部を公費負担します。母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査補助券及び妊婦歯科検診受診券をお渡しします。

助成回数 妊婦健康診査 最大14回
妊婦歯科健康診査 1回

来庁 桜井市保健福祉センター「陽だまり」1階
けんこう増進課 ☎0744-45-3443

保育所等保育施設

保育所等の保育施設は、保護者が就労や、疾病等のためにお子さんをご家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって日々保育することを目的とした通所型の児童福祉施設です。

入所可能年齢

生後6か月に達した翌月～5歳児
※地域型保育事業であるドリーム保育園・ひなたぼっこ保育園・ドリームハウスは生後6か月に達した翌月～2歳児

来庁 桜井市役所1階
児童福祉課 保育係 ☎0744-42-9111（代表）

つどいの広場・ドレミの広場

～毎日開いている、無料の室内遊び場～
授乳室や赤ちゃんコーナーがあり、保育士が常駐しているので安心して過ごせます。

対象 桜井市在住または実家が桜井市の方で0歳から就学前の子どもとその保護者

開所時間 つどい 月～金曜日 9時～16時
休：土曜日・日曜日・祝日
ドレミ 金～火曜日・祝日 10時～17時
休：水曜日・木曜日・第3火曜日

場所 つどい 桜井市保健福祉センター「陽だまり」3階
☎・fax共に0744-42-9112
ドレミ 桜井市まほろばセンター「エルト桜井」2階
☎0744-48-0242 fax0744-48-0243

こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭に保育士や看護師等が訪問し、成長と一緒に確認（身長、体重計測）すると共に子育て相談や子育て情報をお知らせします。

けんこう増進課 ☎0744-45-3443
☎090-5880-1457

ファミリーサポートセンター事業

子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いができる人（援助会員）の有料の相互援助活動です。事前登録が必要です。

対象 生後6か月～小学6年生までの子どもを有する人
ファミリーサポートセンター ☎0744-47-4500

子育て情報提供ラインつなが～る

主に妊娠中から就学前までの子育てお役立ち情報を配信しています。親子の遊び場情報やイベント案内、あそび動画も発信しています。

※二次元コードを読み取り友だち追加
してください

けんこう増進課 ☎0744-45-3443



子ども広場ひみっこぱーく

ボーネルンド社がプロデュースする屋内遊び場です。
天候に左右されない屋内で広々と遊ぶことができます。
要予約。

対象 0歳～小学6年生までの子どもとその保護者

時間 10時～18時 **休館日** 第3火曜日・年末年始

利用料金 〈市内〉子ども400円、大人300円
（最初の1時間）〈市外〉子ども500円、大人400円
※延長1時間ごとに100円追加（子どものみ）

場所 桜井市まほろばセンター ☎0744-42-1973

子ども一時預かり事業 inつどい・ドレミ

～少しリフレッシュしたい時にも利用できます～
予約が必要です。

つどいの広場：桜井市在住で満1歳～就学前の子どもを有する人
月～金曜日 8時30分～16時（1日最大4時間） 祝日除く

利用料金 1時間 500円

ドレミの広場：満1歳～就学前の子どもを有する人
月～金曜日 9時～17時（1日最大6時間）
祝日利用可 ただし第3火曜日休館

利用料金 平日1時間 500円
土日祝1時間 600円

※いずれも年末年始は休み お問い合わせは左記番号まで



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。



婚姻届の書き方



婚姻届

令和 4 年 11 月 1 日届出

奈良県桜井市長 殿

受 理 令 和 年 月 日 第 号	発 送 令 和 年 月 日					
送 付 令 和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査	附 票	住 民 票	通 知

夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理	☐ 有 ☐ 無
通知	☐ 要 ☐ 不要
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理	☐ 有 ☐ 無
通知	☐ 要 ☐ 不要
使者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
送付	令 和 年 月 日

(1)	氏 名	夫 にな る 人 氏 名 桜井 太郎	妻 にな る 人 氏 名 奈良 花子
	生 年 月 日	昭和60 年 5 月 5 日	平成元 年 3 月 3 日
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	奈良県桜井市〇〇 一丁目2 番地 3 号 世帯主 の氏名 桜井 太郎	奈良県桜井市□□ 678 番地 9 号 世帯主 の氏名 奈良 幸男
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	奈良県桜井市〇〇 四丁目5 番地 筆頭者 の氏名 桜井 寿之	奈良県桜井市□□ 678 番地 筆頭者 の氏名 奈良 幸男
(3)	父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 桜井 寿之 母 桜井 結子 養父 養母	父 奈良 幸男 母 奈良 和美 養父 養母
	続き柄	二 男 続き柄 養 子	長 女 続き柄 養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人が入るに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☒ 夫の氏 ☐ 妻の氏 奈良県桜井市〇〇三丁目1 番地	
(5)	同居を始めた とき	令和4 年 4 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日) 妻 ☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 ☐ 妻 ☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 ☐ 妻 ☒ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で務め先の従業員数が1人から99人 までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 ☒ 妻 ☐ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契 約の雇用者は5) 夫 ☐ 妻 ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をそている者のいる世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
そ 他			
届 出 人 署 名 (※押印は任意)		夫 桜井 太郎 印	妻 奈良 花子 印
事 件 簿 番 号			

届け出られた事項は、人口統計調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

日中連絡のとれるところ
電話(080-1234-xxxx)
自宅・勤務先 呼出(方)

住 定 年 月 日
夫 . .
妻 . .

記入の注意 ●署名は必ず本人が自署してください。

- ◎鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ◎この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。
その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
- ◎この届書を本籍地でない役所に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
- ◎婚姻届の書き方及びよくあるご質問をよくご覧になってご記入ください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	桜井 寿之 印
生 年 月 日	昭和30 年 1 月 1 日
住 所	奈良県桜井市△△ 四丁目5 番地 6 号
本 籍	奈良県桜井市△△ 四丁目5 番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍の
はじめに記載される人の氏名を
書いてください。

□には、あてはまるものに□のように
しるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆
頭者となっていない場合には、新しい
戸籍がつくられますので、希望する本
籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。



桜井市マスコットキャラクター
ひめこちゃん

よくあるご質問

Ｑ 婚姻届出をする場合、届書以外に必要なものはありますか？

Ａ ・届書を持参される方の運転免許証やパスポート等の本人確認書類
・桜井市以外に本籍がある方は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
※桜井市に本籍がある方は必要ありません。

Ｑ 証人は、必ず必要ですか？

Ａ はい。婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名が必要です。
成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。

Ｑ 結婚式の日婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。
市役所窓口の時間外に提出するにはどうすれば良いですか？

Ａ 婚姻届は24時間受付できます。桜井市役所の場合、提出先は下記のようになります。

時間帯	提出場所
平日(月～金曜)の8時30分～17時15分	桜井市役所1階市民課窓口
上記以外の平日の時間帯、土曜、日曜、 祝日、年末年始	桜井市役所1階南入口 夜間・休日窓口

※市役所開庁時間外に届書を提出される場合は、夜間・休日窓口で受領(お預かり)します。翌開庁日に担当職員が届書を確認し、内容に不備がなければ受理します。戸籍に記載される婚姻日は、夜間・休日窓口で婚姻届を受領した日になります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁して頂かなければならない場合があります。あらかじめ提出前に、届書の記載内容の確認を戸籍担当職員までお申し出いただくことをお勧めします。

Ｑ 結婚と同時に桜井市の新居に引っ越す予定です。婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

Ａ 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要になります。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入(※事前に前住所地で転出届が必要です。)	転入または転居した日から14日以内	本人または同一世帯の方	転出証明書・本人確認書類	※本人確認書類 ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●身体障害者手帳など
転居			本人確認書類	
世帯変更	変更があった日から14日以内		本人確認書類	

(注)転入…桜井市外から桜井市内に住所を異動すること。 転居…桜井市内で住所を異動すること。

Ｑ 婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。
届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？

Ａ 新しい住所をお書きください。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

Ｑ 結婚で氏が変わります。これに伴い、手続きをしなければならないものがあれば教えてください。

Ａ 氏名を登録しているものはすべて変更が必要になります。ほんの一例ですが、下記のようなものが考えられます。
変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。
例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、
各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係、クレジットカード…など

結婚の手続き・届け出 やることリスト

氏名・住所変更

- ☐ マイナンバーカードの氏名変更
- ☐ マイナンバーカードの住所変更
- ☐ 銀行口座の氏名変更
- ☐ 銀行口座の住所変更
- ☐ パスポートの氏名変更
- ☐ クレジットカードの氏名変更
- ☐ クレジットカードの住所変更
- ☐ 運転免許証の氏名変更
- ☐ 運転免許証の住所変更
- ☐ 生命保険・損害保険の氏名変更
- ☐ 生命保険・損害保険の住所変更
- ☐ 資格関係の氏名変更
- ☐ 資格関係の住所変更
- ☐ 携帯電話の氏名変更
- ☐ 携帯電話の住所変更
- ☐ 健康保険・厚生年金の氏名変更
- ☐ 健康保険・厚生年金の住所変更
- ☐ その他の氏名変更
- ☐ その他の住所変更

婚姻の手続き

- ☐ 婚姻届の提出

引っ越しの手続き

- ☐ 転出届の提出
- ☐ 転入届の提出
※同じ市区町村内で引っ越しをする人は、
転居届と世帯合併の手続き
- ☐ ライフラインの手続き

仕事・保険・年金に関わる手続き

- ☐ 失業給付の手続き
- ☐ 国民健康保険・国民年金(第1号)の手続き
- ☐ 健康保険・国民年金(第3号)の手続き
- ☐ 確定申告
- ☐ 勤めている職場に結婚の届け出をする

妊娠・出産にまつわる手続き

- ☐ 妊娠にまつわる手続き
- ☐ 出産にまつわる手続き